

アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～（抜粋）

（平成 22 年 12 月 28 日閣議決定）

- 3 2 以外の事務・権限については、1 の体制が整うまでの間にあっても、地方自治体の意見・要望を踏まえ、事務・権限の移譲を積極的に行う。
- (1) 一の都道府県内でおおむね完結する事務・権限については都道府県に移譲する。そのうち、速やかに着手するものについて、関係府省が行った自らが所管する出先機関の事務・権限仕分け（以下「自己仕分け」という。）において全国一律・一斉に地方自治体に移譲するものとされたもの（「自己仕分け」結果において「A－a」とされたもの）を参考にして、移譲に向けた取り組みを実施する項目及びその実施に向けた工程を地方と協議した上で平成 23 年 6 月末までに整理する。
- (2) 複数の都道府県にまたがる事務・権限を含めて、個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲する事務・権限及び個々の地方自治体の発意による選択的实施を認め、その試行状況を踏まえて移譲の可否について判断する事務・権限（「自己仕分け」結果において「A－b」又は「B」とされたもの等）については、構造改革特区制度等の活用などにより選択的・試行的に移譲を進めることとし、これらの移譲を円滑に進めるため、地方自治体からの相談窓口を設ける等所要の体制の整備等を行う。
- (3) (1) 及び (2) を円滑かつ速やかに実施するための仕組みを地域主権戦略会議の下に設ける。

「アクション・プラン」の推進体制について

〔平成23年1月25日 地域主権戦略会議決定〕

- 1 「アクション・プラン」(平成22年12月28日閣議決定)2(4)及び3(3)に基づき、改革を円滑かつ速やかに実施するための仕組みとして、地域主権戦略会議の下に「アクション・プラン」推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。
- 2 推進委員会の委員長は内閣府特命担当大臣(地域主権推進)とし、推進委員会のその他の構成員は、委員長が指名する。
- 3 (1) 次の表の右欄に掲げる課題を検討するため、推進委員会に左欄に掲げるチームを置き、各チームの主査は、委員長が指名する。

直轄道路・直轄河川チーム	「アクション・プラン」記2(1)及び(2)
公共職業安定所(ハローワーク)チーム	「アクション・プラン」記2(3)
共通課題チーム	「アクション・プラン」記3(1)及び(2)

- (2) チームの構成員その他チームの運営に必要な事項は、主査が定める。

- 4 前各項に掲げるもののほか、推進委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。

「アクション・プラン」推進委員会の構成員

片山善博 内閣府特命担当大臣（地域主権推進）

上田清司 埼玉県知事

北川正恭 早稲田大学大学院教授

平野達男 内閣府副大臣

逢坂誠二 総務大臣政務官

「アクション・プラン」推進委員会に置かれるチームの構成員

【直轄道路・直轄河川チーム】

北川正恭 早稲田大学大学院教授（主査）

逢坂誠二 総務大臣政務官

津川祥吾 国土交通大臣政務官

二井関成 山口県知事

【公共職業安定所（ハローワーク）チーム】

北川正恭 早稲田大学大学院教授（主査）

逢坂誠二 総務大臣政務官

小林正夫 厚生労働大臣政務官

山田啓二 京都府知事

【共通課題チーム】

北川正恭 早稲田大学大学院教授（主査）

逢坂誠二 総務大臣政務官

村井嘉浩 宮城県知事

（※必要に応じ、関係府省の副大臣・政務官の参加を要請）

「アクション・プラン」の推進体制のスケジュール(4月までの予定)

	「アクション・プラン」推進委員会	直轄道路・直轄河川チーム	公共職業安定所(ハローワーク)チーム	共通課題チーム
1月 下旬	地域主権戦略会議 ↓ 第1回 推進委員会 (2/17) ・チームの構成員 ・チームの進め方 ・広域的实施体制について各地域と意見交換			<一の都道府県でおおむね完結する事務・権限>
2月		第1回 チーム会合(2/24) 関係当事者から、これまでの取り組み状況と今後の進め方についての考え方を聴取	第1回 チーム会合(2/23) 「一体的実施」を希望する地方自治体に具体的な提案を募集(~3月末)	地方自治体が検討するための参考となる資料の作成 ↓ 関係府省と各事務・権限の進め方の検討
3月			※平成23年度予算で実現可能なものについては、地方自治体は、当該提案に応じることなく、厚生労働省と直接協議することも可	第1回 チーム会合 ・今後の進め方について確認 ・相談窓口の運用開始を決定 ↓ チーム会合を受けて参考となる資料を地方に提示 ↓ 具体的に整理されたものを順次地方に提示
4月	第2回 推進委員会? 地域主権戦略会議?	(事務局での論点整理完了後) 第2回 チーム会合 関係当事者からの聴取を踏まえて論点を整理	第2回 チーム会合 提案の内容確認を行った上、チーム会合で議論	第2回 チーム会合 ・地方側から意見・要望を紹介 ↓ 移譲する事務・権限を6月末までに整理 ↓ 構造改革特区制度の活用等により関係府省と連携を図り、適確に対応